西遊雜記

五

部類	
函號	
書名	
冊數	

洋学文庫
文庫8
C 325
2

西游雜記卷之五

藤川より蒲津より肥後一列之記

西遊雑記巻之七

石以彩亭稿

藤井蔵書

薩摩より蒲津より肥後の水股まて二里半山間小道
の標木双方より建つ薩州の辺まて廿六丁道
巾六尺程丁延ては巾五尺程丁延て巾五尺程
巾五尺程丁延て巾五尺程丁延て巾五尺程
巾五尺程丁延て巾五尺程丁延て巾五尺程
巾五尺程丁延て

明治五年一村漁家の子孫の集会所
数日間にして井出しうまきこと数十ヶ所
せて白色をうつ人の唱をきけと潮満人数を
つけ出せるもの浮きまきまうれと一人せんを
思へ海に沈んる海岸に打寄せるをたく
共まもなく長さ三尺より四人の所をつて紙をく
大文字の所をまきまきを要
数人共を思く深く送り外きて村役人社人巫女
又西人数百人弾丸集を中の所に先ず
社人海上に出て思く唐櫃のうちを集を

元和二年三月十日の夕方
時分まで来るかなる文章に曰く
文後大数をつきまき大せん国者に唱うこと
流津潮を来時の中に海風をつかまきしめ
元時の水の水をたくまれ白ってを
本年しかるに人たちも海をきとれ船をよ
なよりかくのうち人が海に
海に唱へて白ってかの中の東人形を海に流まき
右文句をたゞ若干の者に
伝ふるをそれ
人の物語に二百年以前
数千ヶ村の海を集めて
千年を去せ千年に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

肥後の国に入て最の長崎と云て海を隔て
薩摩領と薩摩領 肥後領と肥後領の
行て[illegible]
[illegible]
[illegible]言葉[illegible]
[illegible]

[illegible]人の西海に面する所[illegible]
[illegible]
年始[illegible]の浦人[illegible]の
[illegible]

世[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

天草ト称スル嶋
数嶋肥後ノ海
上ヲ図ノコトク
一面メクル地方
ヨリ三リ五リ
七里アリ

吾ノ庄
大奈良山
村牧山合ニ入リテ牧多不可計
山家多シ

笠良山
大吉
水野村

人吉と佐浦より山江八里と道中記その外の板本に
もしるしたれども此六十年ばかりの間に九十五里ばかり
しかなきよしかの役人より一昨年三里ばかり
引下げ相成候旨申聞候
そもそも此本邦を改め藩人をもて村役人より一人
づつ番人をもて村送りにいたし来り候旨
の村役にて当年より御藩代官所より
御領主より任用いたし候旨
藩人の御領内を巡検
中つかはしこのさまを見聞
歴一覧をもつて求度因

とかくして一日にして深山に分け入り度風にて
中を地泥にて身の所もなくそこらの度きる長多
大なる相良候二百余石の四知りて九十余石の
地にて人吉の城を米西そのくりて
山にて又度ひ米野にて所人かる山奥
風にて所もそこのかつて西にて
今は品の中に海魚
一切にて米なく
のとく鹽にて古風の
大隅向大隅の右

石の石やの家に行て一円稚公をうして上方筋の
物産を買きつまり一年を実にとまりとして
至れり出家の物産をうらなへめぐり
中すきに行て上方にのぼり本家の物産をうりせて
とうり出て石屋をうらせて
つゝ山中の村をとして一村も四里をとして廣大なる
しかの石のまをきしに石屋をうり山に
十三里とこゝに我里をうるまゝ嶮岨の山を
数百も越て山の本をうて山をうりて
稼をしりそのうりの弟物の者を

をうり訪のうち佐渡小竹こゝに商人第一の
して交易のうちをうして今をうる
とゝ家数百軒の家の長をうり二家を佐野氏
二家をヨコウ氏をうて平家の子孫と称し南方の国をうて平家没落の民族
花(遊廓)の解地をうして農耕を山中の人の家に
とゝ
をうる家にて長をうる家を番所を言うして
進の陰松庵の住をうして
交易をうして
をうをうして
をうして一年に二度をうして

と称して[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]を切る温泉[illegible]と云人間言語を[illegible]
少し脇[illegible]
[illegible]
[illegible]人のそのことばに上方筋中国西
アイヤヘイヤヘイヤ肥[illegible]
つまり[illegible]自身のまま
[illegible]ヨドモヤ[illegible]貧乏の田
[illegible]ブシト云[illegible]言葉にかつかれ

他国ヨリ牛馬ヲ

[illegible]の外国ヲ[illegible]まし国風[illegible]小麦[illegible]
て○◎[illegible]
源のうち[illegible]
竹の皮に包て[illegible]
[illegible]入れ[illegible]
[illegible]の[illegible]
竹を自由の所で[illegible]
[illegible]肥[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]

肥後より町場まで飛脚人宿し行申候部屋より飛脚
出立致方橋川まで五里ありて乗せ人共同の
定メ出賃銭壱人ごとに薩摩別しけふとう脇人宿
と称し其所へ参り惣の本陣と相定宿
自由なる地方に相成候
代官所の一役人
知り合
大隅より肥後へ薩摩口の出入
八月川筋の人馬
賃銭の人馬
賃銭の沿革

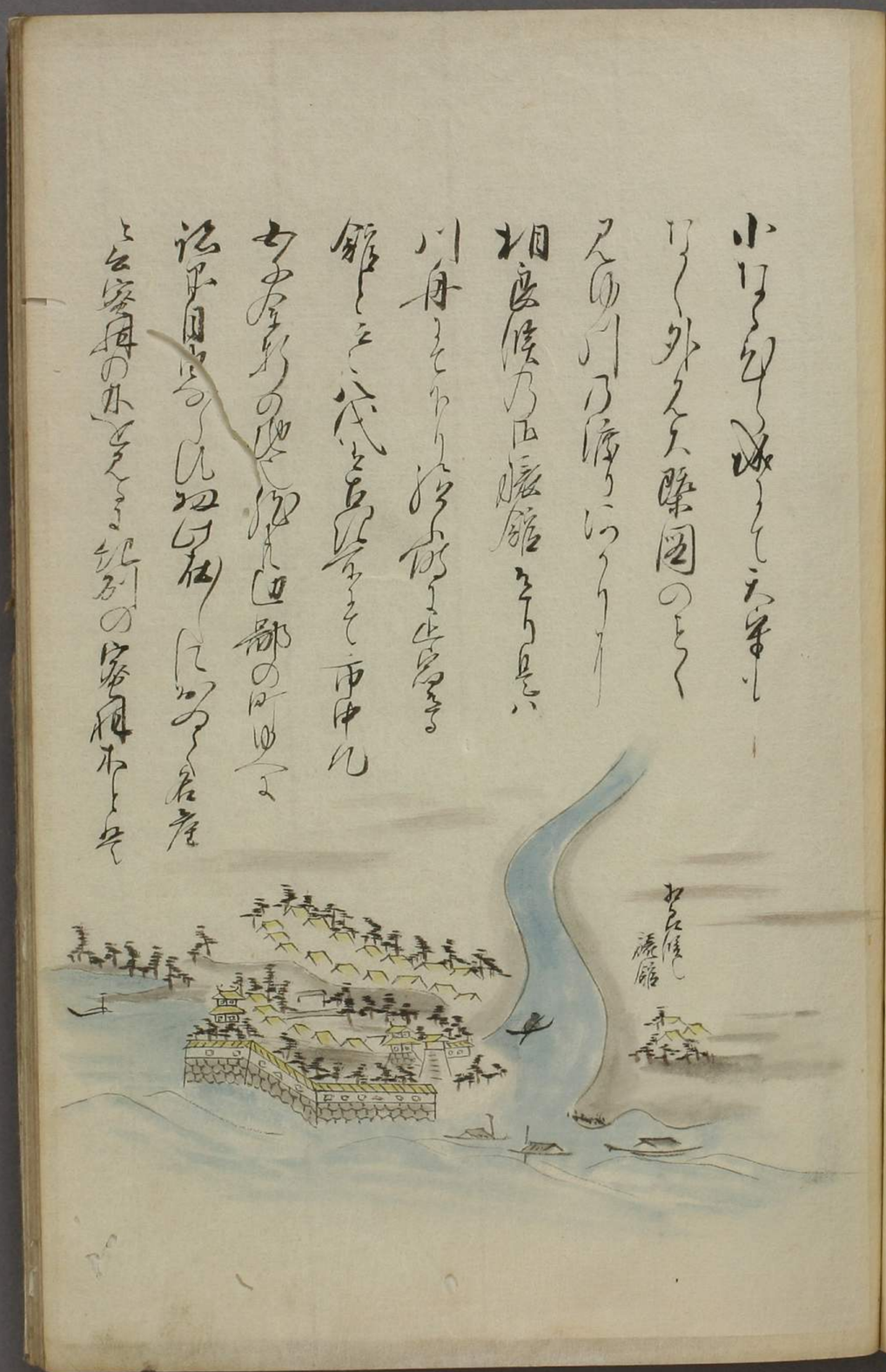

小倉より
下関へ
下関より
長崎
相模屋
川舟
館
代官
西中
西部
江戸
長崎

[illegible]

[illegible]

[illegible]

くく川尻より稚内港を四果荷物船にて所々
浦々に寄る所々
乙人数名大船一隻の内に賊船の為に奪ひて
積荷を皆人共にて乗込漕ぎ人共は
川尻へ着するの為に東急に出帆せんと
かねてわたしの事に船長を呼ぶと
申すに賊船に乗込みこれを
出帆せんとすると賊船
船頭を呼出し
乗組の者人数中に
なを出帆せんと
海

浦数丁に至る夜明方に
次の日に決船の出るのを賊船より出帆
延引出船の者数年間に
出船をかねて
のうれしきこと
石の為と集れば
花月時の為
海
川尻より水道
二里上陸して

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

清正權現之社

社領千石別當寺と本妙寺
と也大寺三而寺下十四寺
二王門より社前まて八丁
左右櫻樹數百本華頃
と畏し辛を示給へ
数多ある家系左をなり
六月廿七日より廿八日まて
家来一万て國中の貴
賤群集一山沿華宗そ
此寺未寺未社をなり

九月廿日山八小山まて頃
の上ふ社を建しとの

熊本城
外見略図

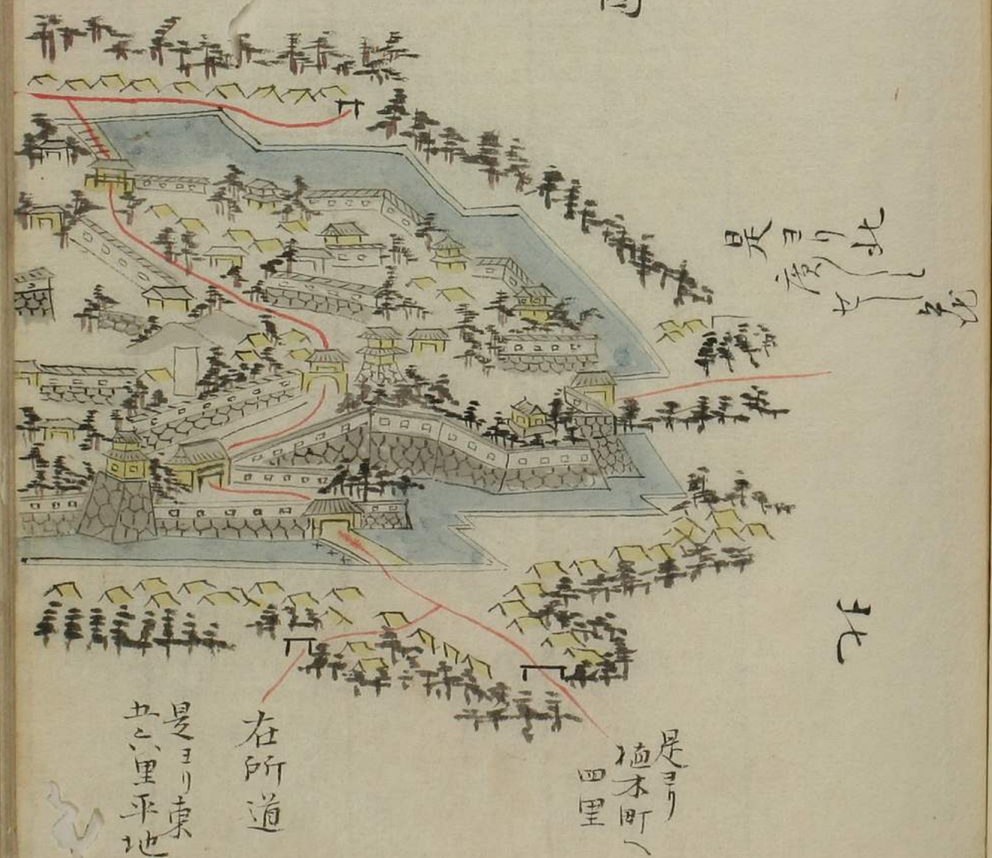

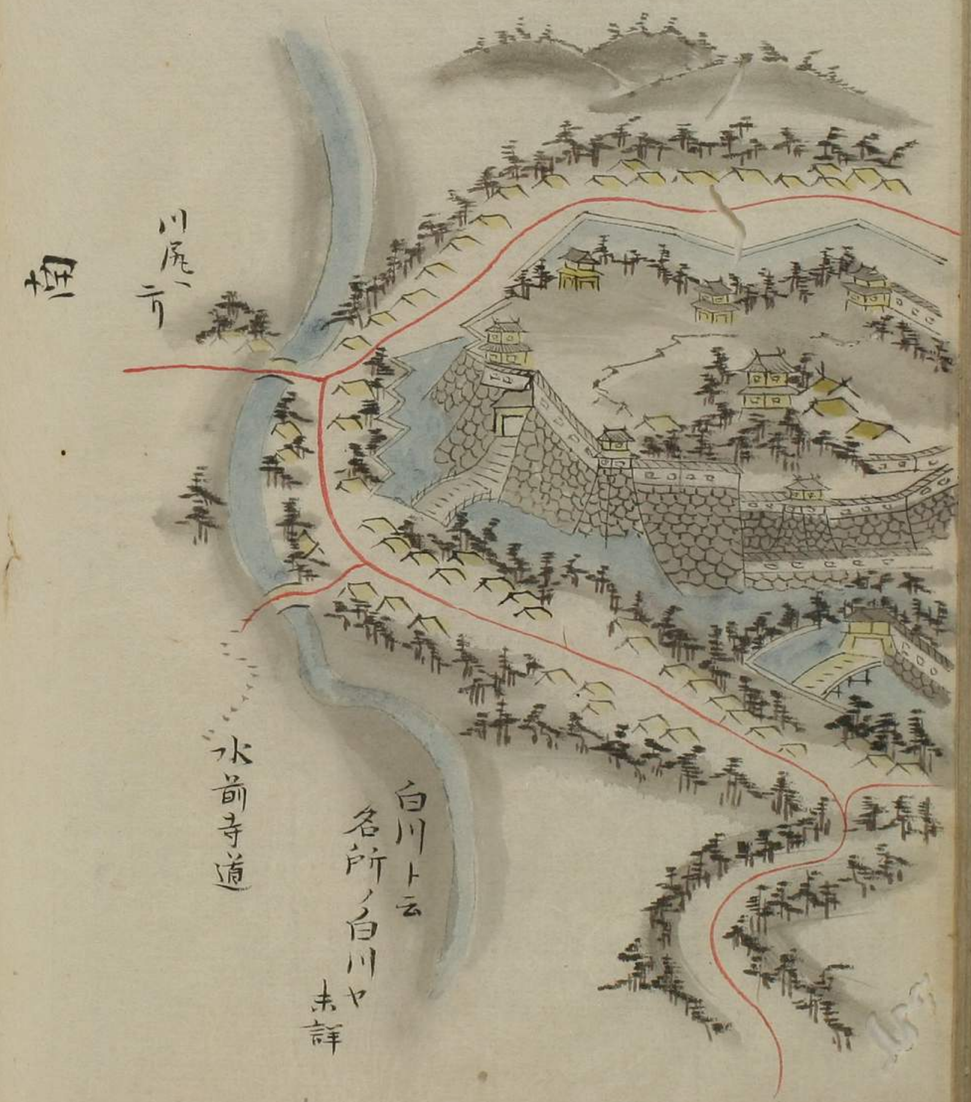
極
川尾ヘ行
水前寺道
白川ト云
名所ノ白川ヤ
未詳

[illegible]

[illegible]流の中にて[illegible]の一の里
[illegible]堀を[illegible]
市中凡そ[illegible]二万軒[illegible]
中にて武家町商町[illegible]
[illegible]家居[illegible]堀の[illegible]
[illegible]堀の末を[illegible]
[illegible]堀をめぐりて[illegible]の堀を[illegible]
[illegible]市中[illegible]
堀[illegible]
[illegible]堀中[illegible]

水[illegible]用[illegible]西の[illegible]
[illegible]山の[illegible]遠国[illegible]
[illegible]堀[illegible]
[illegible]堀[illegible]
双[illegible]堀[illegible]
凡[illegible]野[illegible]海道[illegible]
[illegible]毎[illegible]
[illegible]戦場の[illegible]
[illegible]遠[illegible]
[illegible]初年[illegible]

東西
東西權現公平日和爾の御名者りて法世ニて
も名聞きこと乃ち遠き者りしとなり 毛利元就
上杉謙信氏信玄乃合戦に如くなき智謀計略ありて
て義も加へり合戦の命中感せる事なりて四面
此外乃戦ひと十ふ七ヶ所なりしかくの合戦
にて感せる所稀なり清正權現と称して此地に
もなんなりなる事一ヶ所なりてなおわが世を経
さて市中なりなくなりしに風列 虎法備家
岡山なりも甚多虎ドして高人も多く高家なる

所なり明くは草野きの屋宇所なりて又蓋
町なりの巡りも虎法岡山なりなくて諸国人物
言語も者りしなくなりなくて西部の国名なり
人物なる報虎市なる大儒なりて学なる流行
医師なる樹書なりなる医外市中なる人物
なるなりなる鑑賞の地なる移し西なる場なし
れ名匠なる事なる世に称せる世なる知る事なる
明なる
名虎なる知なる河辺に乃なの立品なりて
地なるなる稀なる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

戸を開かし身をしに石一ちも町のうちとて
ちりとて盗心なきものなれども貧の家居る
盗賊のことをいつとなく所の人
中ゝ命の製ことに及ばず上方

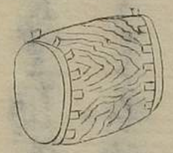

かくのごとくこれを以て世をすぐ
その心くるしきことなり

阿蘇一郡にて今二万八千石の地にして東西九里
南北九里ありしかども山ばかりにて東部も野なる
無宿にて以ての武士のごとく稼せ
しとかの人の為にて

所に人の為にて周旋せしかの蘇郡にて十余
石の地なれども平地にて人のりにくく
高き山にして四里四方にして年ごとに稼
ぶ米にて飢死せしの数多きことなり
寛政年間に住職の家一ツにて
世の浮沈をなす南の寺を貧者にて法師法
華経を唱ふるの中にかの蘇郡
の三千戸の民家数人飢餓に死にて数
ばかりなりしの者も虚説にはんなり
年ごとに身を亡ぼせんとて老

阿蘓ヶ嶽之図

南

阿蘇山そもそもこの山ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
硫黄山ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

煙を見て驚いかに事しげに人を数をつくし
畑に焼いかりしを高貴の人のなりをそなへて
居を煙くりこれを見て煙を入れまと
五人の和尚にかの年より四年以前にうどれ
なりて煙に交りて居をおかれまいの田にして
此と云ましつるを山のうち雷のうちにかり
ひとりの藤邪の村に逃げんやせんやと
家を集りかしこに群集して四いそせんと
人々申しまさるまいすまりの家宅を焼て
他方へ移かぐ死なんと一説に此と云せ

うちにいつとなく山のうちに石の安坐の思ひ
をりに生ずを山を見れば村をいとみ死せ
事を見ることを所のうりをとなりをきき
山の石を示して他方の石をと見て岡せる所の
為不為山をとぼりしかるまいり
山形を嶮かして信州清水山を造り構に出
寺井家宅を居をし移して紙屋ようを百六十石
三石寄附をなり師中と云屋の町をなり家やも
入へ作りし氏山の開祖を元三大師をいつ
の安穏をなしをなりをなりを祈る

迴ると宮と称して山の垂を分て獨立せる
ものと解せば
城中の市はこれより南の谷へ下れる湯谷
と云ふ所へ湯地を温泉とこゝにてそれ
より山にかゝる四山に移せるより此山の岩を
大小共に四ツにして九きをおしゐ此所へ
此城中の町を四石と称せり小なる石を云ふ
ひくむ乃ち石ひけるせしと肥をたゞ
る奇石乃ち山名の様より西のことを
千里ヶ浜といふ二里の荒浜と云人の海辺より

恒法寺宮に昔世を伝ふる新田
人里のそこまでなりと其をたゞして吉田と情をまき
城中の町より阿蘇の宮へ二里

名高阿蘇の宮蘇宮ゆゑ公極せし御代こゝに
第九の阿蘇にてこゝに文殊社乃ち
小草生へ前にて又幸浦の口社と上方筋の社にて
又此を小社にて伊勢と同をもつてせんや
うかし鶴の所に鎮座しいと社をいつま結
つゝ山海に泥雑名こゝにて尊と肅と

せざれども信心乳もとのごとくに[illegible]
田家の中にて[illegible]
[illegible]
地とし[illegible]七百石と二十一家の社人九人の巫女配
して食地とし[illegible]
今にて大宮司にて社人の長[illegible]
の田沢東西[illegible]
所の辺鄙なれども人物[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

然るに山庫まで乃宿
瀬戸より山庫迄ハ武道
なるを一ツ薩摩領ハ山庫迄ハ
山庫より大隅町まで南に山庫川と云
しの川と町の中に温泉
ありて温泉好にて
地獄入湯せる人の
多し
南乃関に
南乃名所
山庫の関と云所まで
川を境川と云

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ملك